景観形成重要建造物の指定について(諮問)

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第21条の10第2項の規定により、下記のとおり景観形成重要建造物を指定することについて諮問します。

記

- 第15次指定一覧 -

名称	所在地
蕎麦いち(旧小谷家住宅)	三田市三田町26 - 3
水垣家住宅	養父市吉井1704
旧下比延公会堂(鹿野町ふれあい館)	西脇市鹿野町720 - 1
富久錦株式会社	加西市三口町1048
旧西垣家住宅	丹波市柏原町柏原588
坂越まち並み館	赤穂市坂越1446 - 2
但馬安国禅寺とドウダンツツジ	豊岡市但東町相田327

令和 4 年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

景観形成重要建造物の第15次指定(案)について

1 制度の概要

本制度は平成16年の景観条例改正により創設され、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を「景観形成重要建造物」として、また、樹木又は樹木の集団を「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定している。

指定した建造物又は樹木(以下「景観形成重要建造物等」という。)について、適切な維持管理を義務づけ、現状変更等に際しての届出を求めることで、地域住民に親しまれる 貴重な景観資源の保全を図るとともに、住民の景観形成に向けた意識の高揚、活動の促進 等を期待するものである。

また、景観形成重要建造物等(公共所有のものは除く。)については、(公財)兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象とすることで、県民や事業者による修景等を支援している。

2 これまでの指定状況

平成17年度の第1次指定から令和3年度の第14次指定まで、これまでに計120件を指定している(うち1件は国指定重要文化財、2件は市指定文化財、2件は景観法に基づく景観重要建造物となり、1件は除却により滅失したため解除。現在の指定は114件)。

参考資料 1 「景観形成重要建造物等一覧」参照

3 選定の考え方

第15次指定候補は、県民局、市町、景観形成等推進員、ヘリテージマネージャーから推薦された物件のうち下記の景観形成等基本方針に示された指定要件を満たすもの、とする。

【暑観形成等基本方針に示された指定要件】

【京観形成寺奉や万町に小された相足安什】				
種別	指定要件			
景観形成重要建造物	歴史的建造物 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの 公共・公益的施設 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している(していた)公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの 地域活動の拠点施設 まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの 地域のシンボル、ランドマーク等 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの			
景観形成 重要樹木	地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木、大木、並木、鎮守の 森、街路樹等で、地域の景観形成に寄与しているもの			

4 景観形成重要建造物の第15次指定(案)

	名称	所在地	該当指定要件
1	蕎麦いち(旧小谷家住宅)	三田市三田町	
2	水垣家住宅	養父市吉井	
3	旧下比延公会堂 (鹿野町ふれあい館)	西脇市鹿野町	
4	富久錦株式会社	加西市三口町	
5	旧西垣家住宅	丹波市柏原町柏原	
6	坂越まち並み館	赤穂市坂越	
7	但馬安国禅寺とドウダンツツジ	豊岡市但東町相田	